

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則	告 示	道警察本部告示
○北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則…………… (医務業務課)	43	
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	43	
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	43	
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	44	
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	44	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	44	
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	44	
○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	46	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	47	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	48	

規 則

北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第75号

北海道地方薬事審議会条例施行規則の一部を改正する規則

北海道地方薬事審議会条例施行規則（昭和37年北海道規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第二部会」を「第二部会
第三部会」に改める。

第8条第1項中「の各号」を削り、「第二部会」の次に「及び第三部会」を加え、同条第2項中「の各号」を削り、「掲げる事項」の次に「（第三部会の所掌に係るものを除く。）」を加え、同条第3項中「前2項各号の」を「前3項各号に掲げる」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第三部会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

(1) 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例（平成27年北海道条例第39号）第5条第2項本文及び第3項（これらの規定を同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により審議会の権限に属させられた事項

(2) 北海道危険薬物の使用等の規制等に関する条例施行規則（平成27年北海道規則第69号）第2条第3号の規定により審議会の権限に属させられた事項

第9条第4項中「前条第1項又は第2項の」を「前条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる」に改める。

第10条中「第一部会」の次に「及び第三部会」を加える。

附 則

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

告 示

北海道告示第581号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町笹川北11線9の20（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解 除 の 理 由 用排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び鹿追町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 石狩市（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
石狩市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道石狩振興局産業振興部林務課及び石狩市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を当別町役場の掲示場に掲示した。

平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成27年農林水産省告示第1982号
- 2 所在が不明な者 吉江 静枝、後藤 関雄、野田 政子、下田 茂、岡田 貞雄、内村 信三、佐田 徳雄、小田 俊夫、小田 晴一、山岡 由貴江、鶴田 稔、日本地所株式会社、高松 登美郎、三宅 悦子、祐成 省三、本持 信夫、第一林業株式会社、金基 守、後藤 傳治、磯野 昌子、大野 佐一、島田 幸子、八木 信子、藤林 利子、田邊 正一、平野 友晴、米田 平四良、福島 修、機田 安弘、木原 健、百々 英雄、矢田貝 陽子、西田 真人、三木 隆太郎、日下 ミチ、白井 円十、杉山 幾夫、石上 ハルエ、西村 栄、村上 公彦、千北 雅子、金谷 由紀子

北海道告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 忠別清水線 上川郡新得町字屈足243番1地先から 平成27. 9. 1
北海道十勝総合振興局 同郡新得町字屈足243番1地先まで 午前10時
帯広建設管理部

北海道告示第585号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年8月28日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
南富良野落合4（Ⅱ-4-57-1573）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡南富良野町落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
落合2の沢川（Ⅰ-43-0300）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
落合3の沢川（Ⅰ-43-0310）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

（「次の図」は省略し、その図面を北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第586号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年8月28日

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
室蘭中島本町1-1 (I-3-253-1893)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
室蘭市中島本町1丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河昌平町(1) (I-3-426-2066)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町昌平町駅通、昌平町西通、昌平町東通、大通1丁目、潮見町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河昌平町(2) (I-3-427-2067)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町昌平町西通、昌平町東通 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
浦河昌平町2 (I-3-431-2071)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
浦河郡浦河町昌平町西通 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

- 中川神路1 (I-4-72-2215)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町神路 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
サッピベツ川 (I44-0170)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
中川郡中川町佐久 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
富良野松南 (II-4-49-1565)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
富良野市字東山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南富良野落合1 (II-4-55-1571)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南富良野落合2 (I-4-63-2206)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町落合 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南富良野落合3 (Ⅱ-4-56-1572)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南富良野落合5 (Ⅱ-4-58-1574)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
南富良野落合6 (Ⅱ-4-59-1575)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
空知郡南富良野町字落合 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第293号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入

札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

平成27年8月28日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成27年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成27年8月28日に一般競争入札の公告を行うアグスタ式AW139型機体(だいせつ1号)4年定期点検
- (2) 資 格 アグスタ式AW139型機体(だいせつ1号)4年定期点検に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 特 定 役 務 の 種 類 アグスタ式AW139型機体(だいせつ1号)4年定期点検

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 資格審査の申請をする日の直前5営業年度分の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則(昭和29年通商産業省令第52号)第5条第2号トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法(昭和27年法律第237号)第2条の2による事業許可を受け、同法第9条第1項による航空機修理方法認可証を受けているものであること。
- (3) 製造者のアグスタウエストランド社からアグスタ式AW139型のサービス・センターとして認定を受けていること。
- (4) 航空法(昭和27年法律第231号)第20条第1項第3号、第4号及び第7号の規定により認定を受けた認定事業場であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の2による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成27年8月28日(金)から同年9月28日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、資格に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部施設課 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-251-0110 内線 2301 |

北海道警察本部告示第294号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成27年8月28日

北海道警察本部長 室 城 信 之

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
アグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）4年定期点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結日の翌日から110日間
- (4) 履行場所 北海道と受注者が協議した場所

2 入札に参加する者に必要な資格

平成27年北海道警察本部告示第293号に規定するアグスタ式AW139型機体（だいせつ1号）4年定期点検に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部施設課）
- (2) 入札日時 平成27年10月26日（月）午前10時30分（送付による場合は、前日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）においてダウンロードすることができる（仕様書を除く。）。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 名 称 | 北海道警察本部総務部施設課 |
| (2) 所在地 | 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 |
| (3) 電話番号 | 011-251-0110 内線 2301 |

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured : Agusta model AW139 (Daisetu-I) 4-years scheduled inspection repair services

B Bid tendering time and date : 10 : 30 A.M., October 26, 2015
(If mailed, bids must arrive no later than October 25, 2015)
C Contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural
Police Headquarters Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2301

北海道警察本部告示第295号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成27年8月28日

北海道警察本部長 室 城 信 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
交通パトカー（車載式速度測定装置搭載車） 9台
- 2 落札を決定した日
平成27年8月17日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 札幌トヨタ自動車株式会社
 - (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目3番地8
- 4 落札金額
41,018,378円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年7月3日付け北海道警察本部告示第239号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

正 誤

○平成27年2月3日（第2654号）

北海道告示第75号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

8 右 5及び6

誤 空知郡上砂川町・沙流郡日高町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）

正 沙流郡日高町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日高町・空知郡上砂川町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）